

運営細則

この細則は、会則の付則1項に基づき、この会の運営について定めるものである。

1. 各細則の共通事項

(1) 決議

各細則の改正は運営委員会出席者の正会員の2/3以上の賛成をもって決する。

(2) 通知

各細則に改正があった場合は、速やかに会員に告知する。

2. 入会細則

(1) 入会手続き

この会に入会を希望するものは、入会申込書を提出し会の承認を受けなければならない。

(2) 会費

入会を認められた者は、遅滞なく定められた年会費を納入しなければならない。会費の納入をもって会員の権利を得るものとする。

(3) 体験参加

この会に興味があるが一度山行を体験してから入会を決めたいという希望者は、体験申込書を提出することで体験参加が出来る。但し、体験参加は一回限りとする。参加費は保険代として100円を参加時に徴収する。参加後、入会の意思を確認する。入会の手続き等は、会則及び運営細則に準ずる。
会員の家族や知人等が参加を希望する場合は、当該会員が参加者の責任を持つこと、および山行と一緒に参加することにより体験申込書の提出は免除する。その他に関しては、当細則に準ずる。

(4) 18歳未満の入会および参加

18歳未満の入会および体験参加は保護者の承認を必要とし、小学生以下の場合は原則保護者の山行への同伴を条件とする。保護者の承認は入会申込書または参加誓約書にて確認する。18歳未満の者の会費は、次のとおり。未就学者は無料。就学者(18歳以上も含む)は半額。その他の規則は会則および細則に準ずる。

3. 山行細則

(1) 山行の定義

山行とは次のものをいう。

- 1) 会山行：会に承認された計画として実行する山行をいう。山行の計画は例会によって承認されたものとする。
- 2) 自主山行：会山行以外で、会員同士で自主的に行われる山行をいう。
- 3) 個人山行：会山行、自主山行以外に会員外のものまたは単独で行う山行をいう。

(2) 会山行

会の山行は、年度の総会にて概ねの日程と幹事を決める。詳細に関しては、幹事間で計画し例会で承認を得る。山行の承認に当たっては会の目的に則し慎重に検討し、必要があれば運営委員会が指導、勧告を行うことが出来る。指導、勧告を受けた者は、その事項を尊重しなければならない。また、山行終了後は速やかに総括し、例会にて報告をするとともに報告文章、コースタイム、コース状況等を作成し、広報担当者に提出すること。

総会で決めた日程以外の会山行を実施しようとするものは、山行計画書を会の運営委員会または例会に提出し承認を受けなければならない。

(3) 自主山行、個人山行について

自主山行は会山行が山のレベル及び実施頻度が制限される性格からそれを妨げない。但し、会山行が実施される当日、および前後一週間程度は会山行と同等の山域への自主山行は禁止とするが、その自主山行が会山行の日程決定以前から計画されていたもの、及び会山行が合宿などで実施される時に日程が合わず参加できない場合の日帰りハイキングなどについてはその限りではない。また自主山行および個人山行は計画の提出は不要とする。

(4) 会の責任範囲

会山行の責任範囲は集合から解散までとし、その範囲外については会は一切の責任を負わない。

自主山行、個人山行についての事故、遭難発生に関してはすべてその参加者の責任とし、いかなる場合も当会は関与しないものとする。

(5) 下見の費用

会山行で幹事が行った下見の交通費は、会山行と同じコースかつ一回に限り幹事2名分までは会の経費から支払う。但し、下見の出発地点が会山行の時より近い場合は、安いほうの交通費を支払う。車両を利用した場合は、かかった高速代と走行距離相当のガソリン代を支払う。但し、下見が公共交通機関を利用できる場合には、安い方の交通費を支払う。また、車両を使った場合の事故および交通違反等に関しては当事者の責任とする。

(6) 車両を利用した山行

自動車（貸切バスは除く）を使用する会山行の場合、事故防止および発生した事故に対処するため、次の事項を守らなければならない。

- 1) 保険契約の成立している参加者の自家用車またはレンタカーを使用する。
- 2) 任意保険契約（対人、対物、搭乗者）の成立している車両を使用すること。
運転者制限のある特約保険では、所有者・運転者とも保険内容を確認すること。
- 3) 事故および交通違反発生時の費用の取扱いについては以下のとおりとする。
 - ・駐車違反については利用者全員の責任とし、それ以外の交通違反は、運転者の責任とする。
 - ・車両の故障についてはその原因が会山行にある場合は、その責任を参加者で均等に負担する。
 - ・事故に関しては保険にて処理することを原則とするが、その範囲外については事後、わだかまりのないよう充分話し合いの上処理すること。

(7) 会山行における保険

山行における保険は、東京都社会福祉協議会が受付となる行事保険に加入する。保険代は年会費より支払う。それ以外の保険の加入は、行事費用から支払うこととする。保険手続きの必要書類は、幹事が、行事实施後1ヶ月間保管する。保険加入にかかる振込代、交通費は保険手続き者が申し出て、会の承認を得れば経費として会より支払う。

- (付則) 当細則は、平成25年4月24日より施行する。
当細則は、平成25年5月14日より改訂施行する。
当細則は、平成26年4月1日より改訂施行する。
当細則は、平成27年4月1日より改訂施行する。

改訂履歴 平成25年5月14日

3. (7)会山行における保険追加。
2. (3)の体験参加の参加費等追記

平成26年3月30日

2. (2)年度途中入会の会費に関する記述削除

平成27年3月27日

3. (7)保険加入の経費について追記